



2026年5月14日

各 位

上場会社名	クラブウ（倉敷紡績株式会社）
代表者	取締役社長 西垣 伸二
（コード番号	3106 東証プライム市場）
問合せ先責任者	執行役員総務部長 小松 亮
（TEL	06-6266-5111）

## 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年4月16日付けで、当社株主である AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC（以下「提案株主」といいます。）から、2026年6月26日開催予定の第218回定時株主総会に関して、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を受領いたしました。

当社は、本株主提案の内容について検討を重ねてまいりましたが、本日開催の取締役会において、全会一致で本株主提案のすべての議案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### I. 提案株主

AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC

#### II. 本株主提案の内容

##### 1. 議題

- (1) 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）に係る定款変更の件
- (2) 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の廃止の件

##### 2. 議案の要領および提案の理由

別紙「株主提案書面」に記載のとおりです。

なお、別紙「株主提案書面」は、提案株主から提出された本株主提案に係る書面の該当箇所を、形式的な調整を除き原文のまま掲載したものであります。

#### III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）に係る定款変更の件

##### (1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式等の大規模買付行為に係る提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。これらを踏まえ、当社は、2025年6月25日開催の第217回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本対応方針」といいます。）の継続をお諮りし、株主の皆様のご承認をいただきました。

この点、本対応方針が存続する限りは、本対応方針に基づき、上記のような大規模買付行為への対応を行うことが可能です。他方で、本対応方針がその効力を失った場合において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針の導入等につき「株主総会の決議によらなければならない」旨を定める定款規定を設けた場合、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針の導入等に当たっては、いかなる場合においても株主総会の決議が必要となると解さざるを得ませんが、これでは、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大規模買付行為に対して柔軟かつ機動的な対応を行うことが困難となります。いわゆる「有事」の場面において、取締役会の決議のみによる対応方針の導入及び発動が正当化されることがあり、必ずしも株主総会による事前の承認決議が要求されるものでないことは、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「買収行動指針」といいます。）においても言及されているところであって、本提案のように、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針の導入等に当たり一律に株主総会の決議を必要とすることは、柔軟かつ機動的な対応を困難にし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する買収を完了させるリスクを生じさせるおそれがあるものと考えます。さらに、導入や発動に比して株主様への直接の影響が限定的といえる当該対応方針の廃止についてまで一律に株主総会の決議が必要と定めることは、制度の硬直化をもたらすという意味において適切でないと考えます。

以上のことから、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

2. 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の廃止の件

(1) 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、本提案に反対いたします。**

(2) 反対の理由

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある大規模

買付行為に係る提案に対しては、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、提案者との交渉などを行う必要があると考えております。そのためには、金融商品取引法の枠組みでは必ずしも十分ではない側面を補うべく、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にする必要があると考えております。これらを踏まえ、当社は、2028年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までを有効期間として、2025年6月25日開催の第217回定時株主総会において本対応方針の継続をお諮りし、株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針においては、本対応方針が取締役の「保身」のために恣意的に運用されることのないよう、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行うものとしているほか、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、原則として株主総会を招集して対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することとしております。加えて、本対応方針では、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型をあらかじめ具体的に明示しており、本提案の理由（別紙II 2(2)）に記載されている「保身」を排除するための措置が講じられております。

また、当社は、3か年の新中期経営計画「Accelerate' 27」を2025年4月よりスタートいたしました。「Accelerate' 27」では、企業価値の持続的な向上を図るため、成長に向けたM&Aや設備投資、研究開発や知的財産、人材への投資を積極的かつ継続的、また適切に実施し、最終年度の業績目標として営業利益130億円、ROE10%、株主還元目標としてDOE4%、3年間の自己株式取得200億円等の数値目標を掲げるとともに、2027年度末までに政策保有株式を連結純資産比20%未満まで縮減するという明確な目標も設定しており、安定株主に依存することのない、資本効率の向上と市場からの正当な評価を通じた企業価値向上のための取組みを積極的に実施しております。

実際に、2026年3月期においては、主力の半導体製造関連事業を取り巻く経営環境が厳しく推移した状況下にあっても、営業利益91億円及びROE10.2%と「Accelerate' 27」初年度目標を完遂いたしました。また、「Accelerate' 27」期間におけるDOE4%という目標設定や自己株式の取得を通じた積極的な株主還元を実施するとともに、政策保有株式の売却も着実に進捗させております。

本提案の理由にも記載のとおり、買収行動指針では、「会社としては、対応方針の導入を検討するのであれば、まずもって平時から企業価値を高めるための合理的な努力を貫徹するとともに、それが時価総額に反映されるよう取り組むことが求められる」とされているところ、上記のような当社の取組みの状況等からすれば、本対応方針の継続は、かかる企業価値の向上のための取組みを補完し、不適切な大規模買付行為から株主の皆様利益を守るための合理的な措置として、買収行動指針の内容とも何ら矛盾抵触するものではありません。

なお、本提案の内容については、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会においても審議が行われており、その結果独立委員会からは、当社グ

ループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある大規模買付行為を防止するとの観点から、本対応方針を廃止する必要はない旨の答申を受けております。

以上のことから、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

以上

## 別紙「株主提案書面」

### I. 提案する議題

1. 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）に係る定款変更の件
2. 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の廃止の件

### II. 議案の要領及び提案の理由

1. 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）に係る定款変更の件

#### (1) 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第6章 買収防衛策の導入等

（買収防衛策の導入等）

第34条 当社は、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の導入、継続、変更および廃止については、株主総会の決議によらなければならない。

#### (2) 提案の理由

当社は、2008年5月13日の取締役会での導入を決議して以降、買収防衛策を継続しており、2025年6月25日開催の当社第217期定時株主総会においても「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」（以下「本買収防衛策」といいます。）の継続が承認されました。しかし、買収防衛策の継続が諮られた議案に対する賛成比率は低下の一途を辿っており、2022年6月開催の第214期定時株主総会では68.10%、2025年6月開催の第217期定時株主総会では62.84%となりました。これは国内外機関投資家を含む多くの当社株主から買収防衛策に対する批判が表出していることを如実に示しているものと考えられます。当社の第217期定時株主総会の招集通知（以下「前年招集通知」といいます。）によれば、本買収防衛策は、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または当社取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとされています。

しかしながら、買収防衛策は会社法において株主総会の決議事項とされておらず、また、当社定款でも株主総会の決議事項とはされていません。このため、前年招集通知では「当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で廃止されるものといたします」と説明されいながら、本買収防衛策の廃止等は、取締役会で決議するか、又は取締役会がその旨の議案を株主総会の目的事項とすることを決定した場合に、株主総会で決議する場合に限られるのであり、実質的には、取締役会の裁量で判断できる運用となっています。前年招集通知において、本買収防衛策は当社の株主総会において廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものと説明されている以上、買収防衛策の継続や廃止は株主総会の決議事項として定められるべきであり、また、その判断を取締役に専属させる意義は小さいといえます。また、そもそも、買収防衛策の導入や変更についても、株

主の共同の利益に資するものであるかどうかについて株主総会の判断を経る必要があるものと考えます。そこで、買収防衛策の導入、継続、変更および廃止は株主総会の決議が必要である旨、当社定款に明記すべきです。

## 2. 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の廃止の件

### (1) 議案の要領

2025年6月25日開催の当社第217期定時株主総会において継続が承認された「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」を廃止する。

### (2) 提案の理由

前号議案の提案の理由に記載の通り、当社の買収防衛策の継続に対する賛成率は極めて低水準に留まっています。

経済産業省が2023年8月に公表した「企業買収における公表指針」は、買収防衛策に関して、「望ましい買収提案をすることへの躊躇や、買収を通じた規律付けの低下、買収提案に対する真摯な検討の阻害を生む結果となってはならない」、「買収への対応方針は「経営陣にとって好ましくない者」から経営陣を守るためのものではない」、「買収は株主にとって適切な株式売却の機会となり得ることから、公開買付け等に応じて株式を換価する権利を対抗措置を用いて不当に妨げることは望ましくない」と指摘した上で(30-31頁)、「会社としては、対応方針の導入を検討するのであれば、まずもって平時から企業価値を高めるための合理的な努力を貫徹するとともに、それが時価総額に反映されるよう取り組むことが求められる」(33-34頁)と指摘しています。

当社は、多額の投資有価証券や賃貸等不動産をバランスシートに抱えるなど当社の資本効率は低迷しており、企業価値を高めるための合理的な努力とそれを時価総額に反映させる取組みが達成されているとは言い難い状況が続いています。スピード感を持って企業価値を向上させる努力を当社経営陣は怠っており、その保身のために買収防衛策を導入し、継続していると考えざるを得ません。当社が前年招集通知で述べる「最終的には当社株式等の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様の決定に委ねられるべき」との考え方に則り、速やかに本買収防衛策を廃止すべきです。

なお、提案者は、前号議案の決議の結果にかかわらず、当社が金融商品取引法に基づき開示を行う臨時報告書において、本議案の賛成率を記載することを求めます。

以上